



## Contents

- ◇ 社長室から、こんど~です
- ◇ 経営まめ知識：『帝王学言語集』について
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

# 12

## 2013 Vol.121



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 . . . . . 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成不動産 . . . . . 不動産 ・ 資産運用
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 . . . . . 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション . . . . . 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング . . . . . 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・  
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究  
所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

## 社長室から、こんど~です

いよいよ今年最後の月、12月です。今年は皆様にとってどんな年でしたか？やり残したことはありませんか？振り返ってみると色々な事がありました。無事に過ごせた事に感謝です。

今月は今話題の**徳洲会**です。もう10年以上前ですが、弊社で講演会を主催した時に**徳田虎雄**さんに講演して頂いた事があります。その時期に徳田さんの本も何冊か読んでいました。

徳田さんは、**愛が夢を育て、夢への全力投球が成功の哲学**と言っています。徳之島に生まれ小学校3年の時、弟が病気になる病院で見てもらえなかったのをきっかけに医者になろうと決め、徳之島高校から大阪の高校に転校し、**阪大医学部に入り医者になりました**。勤めた病院で職員が労働強化だと言って救急医療に反対するのに失望し、患者のための病院を作りたいと思い、お金がなかったので銀行受取にした保険を自分にかけて徳田病院を建てました。

これが**徳洲会グループの第一号**です。

徳洲会の理念は、

**生命を安心して預けられる病院。**

**健康と生活を守る病院**

理念の実行方法は、

1. 年中無休24時間オープン
2. 入院保証金、室料差額（大部屋）、冷暖房費等、一切無料
3. 健康保険の3割負担も困っている人には免除する
4. 生活資金の立替供与をする
5. 患者からの贈り物は一切受け取らない
6. 医療技術、診療態度の向上に絶えず努力する



患者さんの気持ちに寄り添っています。このお話を聞いたとき、休日は見てくれる病院を調べなくても徳洲会病院がそばにあればと思いました。**徳田さんは自分の大きな夢を現実のものにすべく全力投球で日々行動し目標以上の事を成し遂げました。**

平成2年に奄美群島から衆議院議員に当選しています。その後ご自身が病気になる息子さんがあるとついで議員になられています。色々な障害を乗り越え、全国にたくさんの病院や施設を持ち、お金も地位も名誉も手に入れたのと引き換えのように、病気になることはとても悲しく思います。選挙違反に始まり、今回の東京都知事とのお金の貸し借りについても納得のいかない事ばかり、許認可業務に必ずかかわってくる都や県や国を自由自在に動かす為の行為と思われるかもしれませんがありません。報道では徳洲会に資金援助を受けている人はたくさんいるとか。。。。。

猪瀬知事もせっかくオリンピック招致に頑張って知名度も上がり、これからと言う時に。。。。。

人間て不思議ですね、他からの妬み嫉みでたたかれているのか？仕組まれたのか？本人の心の曇りなのか？もっと大きな夢の実現を急ぎ過ぎたのか？何年も前の徳田先生のお話を聞いて感動していた私には、納得のいかない事ばかりです。

今年も一年、たいせい通信お読みいただきありがとうございました。また来年もどうぞよろしくお願いいたします。どうぞよいお年をお迎えくださいませ。

ありがとうございました。

(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

## 経営まめ知識：『帝王学言語集』について

早いものですね！もう12月です！！今日よりベトナムです。一年中移動の連続なので季節や祭日など感じる事があまりありませんね？？師走もそうです！長期休暇の時には、一人でのんびり時間を無駄に過ごす事が好きです！！

ところで12月という事で1年のめとして『帝王学言語』についてまとめてみたいと思います。年齢を問わず帝王学を勉強されているお客様が多く、私自身の人生の判断基準だからです。

そもそも**帝王学**とは、何なのか？帝王学の意味もですが、そこで出てくる言葉についても、その語句の意味を知らなければ理解が出来ません。日常的に漠然と使っている言葉という語句自体に、意味があり価値があるのですが？？聖書ではありませんが、言葉ありきが人生です。

**帝王学**とは、**歴代の王家やリーダーになる人たちが学んできた特別教育だと言われています**。中身は政治学・組織学・哲学・心理学などであり人間学です。原理原則を学ぶ学問です。

それでは、その学問の中で出てくる言葉を羅列説明していきたいと思います。

### 1. 敵

帝王学の原点は、孫子・貞観政要だと言われています。その書物の中では、頻繁に『敵』という言葉が出てきます。今日では、『敵』という言葉に『問題』という言葉に置き換えて勉強します。つまり人生の『問題』が、『敵』という事になる訳です。**つまり自己自身が、敵なのです。**

### 2. 目的

目的とは、一つしかありません。**最終到達点**という意味です。つまりは、**理想という事です。**

### 3. 目標

目標とは、目的の反対です。目的と目標では、意味が全然違います。同義語で教育している先生方も多いのが、近代教育です。言葉ありきなのですが、これが近代今日の最大の問題です。**目標は、目的へ到達するための過程であり手段です。**一つではなく毎年・毎月、どうかすると毎日変わるものが目標なのです。的と標では、大違いです。

### 4. 戦略

戦略とは、戦術実働という行動を束ねるモノであり、目的から導き出され結果として**目標を到達させるものなのです。**

### 5. 戦術

戦術とは、一つの戦略に集約される**実働・行動の事**です。

### 6. 理念

理念とは、理想と同義語と考えていただいて結構です。**理想の想念。理性の概念**とも言えます。

### 7. 契約

契約とは、**人と人との約束事**を契約といえます。

### 8. 責任

責任とは、人と人との約束事を守る事をいいます。つまり、**契約を守る事を責任**といえます。

### 9. 使命

使命とは、**責任と違い自分との約束事を守る事をいいます**。つまり、もう一人の自分との約束事なのです。自己の中から出てくるものであり、他人から与えられるものではありません。

### 10. 哲学

哲学とは、普遍的真理と人間との関係性です。つまり、いつの時代も変わる事のない**真理を極めるための学問**です。

### 11. 原理原則

原理原則とは、いつの時代も変わらない**普遍的真理の事**です。いつの時代もどこでも同じ結果になるという法則です。

今日もそうですが、人生を極めてきた人たちの歴史ですね！！今日という日が、歴史です。いろいろと仕事上相談を受けますが、言葉ありきだと想います。もちろんそれに伴う行動もですが。そのためには、言葉の意味とその語句の意味が大事になってきます。1年を通してそんな事を考えさせられました。

来年もいい年であります様に！！益々のみなさまの発展をお祈りします！！

東京事務所にて



会長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！  
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>





## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「事業承継税制について」

今年もあと1ヶ月!!!今年の事は今年の内に解決しましょう。

さて、今月は、平成21年4月より施行された「**相続税の納税猶予制度**」及び「**贈与税の納税猶予制度**」について説明させていただきます。

中小企業の経営者の皆様には、事業承継でお悩みの方もいらっしゃると思います。後継者への引き継ぎの中に自社株の承継も課題です。どのように引き継いでいくか?なるべく税金も少なく承継できれば良いですね。



### 《納税猶予制度の概要》

#### ①相続税の納税猶予制度

発行済株式総数の3分の2に達する部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

#### ②贈与税の納税猶予制度

発行済株式総数の3分の2に達する部分について、贈与税の全額の納税が猶予されます。

### 《納税猶予制度の適用要件チェックシート》

#### 【現経営者の主な要件】

- 会社の代表者であったこと
- 相続開始の直前において、現経営者と現経営者の親族などとして総議決権数の過半数を保有していること
- これらの者の中で筆頭株主であったこと
- 贈与税の納税猶予の場合には、贈与時に代表権を有していないこと

#### 【後継者の主な要件】

- 現経営者の親族であること
- 相続開始の直前において役員であり、相続開始の5ヶ月後に代表者であること
- 贈与税の納税猶予の場合には、贈与日に20歳以上で贈与の直前3年以上役員であったこと
- 相続開始時において、後継者と後継者の親族などとして総議決権数の過半数と保有していること
- 相続開始時において、これらの者の中で筆頭株主であること

#### 【納税猶予申告後後の主な要件】

- 代表者であり続けること
- 5年間は、雇用の平均8割以上を維持していること
- 納税猶予の対象となった株式を継続して保有していること



平成25年度の税制改正で要件の緩和等があり、使い勝手が良くなりました。まずは自社株の評価を行い、制度を使えば、どれだけ効果があるのか?是非、事業承継をお考えの際には、ご相談ください。

最後に、今年も大変お世話になりました。来年も何卒、よろしくお願いいたします。

 岡村



**編集後記**：今年も早いもので12月になりました。暑い暑いと思っていた夏が終わると、あっという間に寒くなって年末年始を迎えるばかりです。なんだか今ひとつ師走の感じがしていません……。ただ、景色はしっかりとクリスマスモードに突入です。今月号の表紙はクリスマスらしいイルミネーションをカラーージュしてみました!

